

令和 8 年 5 月 定例農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

開催日時 令和 8 年 5 月 11 日(月) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分

場 所 市役所4階 庁議室

2 委員

(1)農業委員会委員総数 13 名

(2)農業委員会委員の出席 10 名

赤坂 雄司 大和屋 君子 家次 幸雄 南河 武 南 昇一 石垣 一郎

射手矢 豊光 戸野 武彦 勝間 富士男 北庄司 博文

(3)農業委員会委員の欠席 3 名

藤原 定嗣、町谷 敏一、川野 博信

(4)農地利用最適化推進委員総数 7 名

(5)農地利用最適化推進委員の出席 7 名

阪本 寿和 野出 良之 藤本 明彦 重里 文男 道幸 誠一 奥 和弥 立石 義信

(6)農地利用最適化推進委員の欠席 0 名

3 議事説明員

局長 田中 準二 次長 山本 建志 係長 井上 亮

4 議案

報告 第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について

報告 第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転届出(所有権移転)について

報告 第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借合意解約通知について

議案 第 3 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

可決

議案 第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

可決

議 長

それでは、只今より、5 月の定例農業委員会を開会させていただきます。農業委員定数13 名中、出席委員 10 名、推進委員7名中 出席委員 7 名ですので、農業委員会等に関する法律第27 条第3項の規定により会議は成立しております。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より指名することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、4 番:南河委員、9 番:石垣委員のご両名にお願いします。それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

議 長

では、日程第 1 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について事務局より報告いたします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。

議 長

では次に、日程第 2 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用の届出(所有権移転)について事務局より報告お願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。

議 長

続いて 日程第 3 報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借合意解約通知について事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。

議 長

続いて、日程第 4 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の要請について を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請してよろしいか。

今回、対象案件は 6 件です。

大阪府みどり公社とは事前協議が行われたので、農業委員会で審議を行い、大阪府みどり公社に要請いたします。

議案第 3 号の位置については 別紙議案資料 1 ページから 3 ページをご覧ください。

番号 1

設定人 泉佐野市長滝●●●●番地 ●●● ●●

被設定人 泉佐野市長滝●●●●番地 ●● ●

設定する土地は 長滝●●●●番●

地目は全て田です。面積●●●m²

期間は R8年7月1日～R13年6月30日で期間は5年です。使用貸借権です。

番号2

設定人 泉佐野市日根野●●●●番地 ●● ●●

被設定人 泉佐野市日根野●●●●番地の● ●● ●●

設定する土地は 日根野●●●●番●

地目は全て田です。面積●●●m²

期間は R8年7月1日～R13年6月30日で期間は5年です。使用貸借権です。

番号3

設定人 泉佐野市日根野●●●●番地の● ●● ●●

被設定人 泉佐野市日根野●●●●番地の● ●● ●●

設定する土地は 日根野●●●●番

地目は全て田です。面積●●●●m²

期間は R8年7月1日～R13年6月30日で期間は5年です。使用貸借権です。

番号4

設定人 泉佐野市日根野●●●●番地の● 委任者 ●● ●●

代理人 ●● ●●

被設定人 泉佐野市日根野●●●●番地の● ●● ●●

設定する土地は 日根野●●●●番

地目は全て田です。面積●●●m²

期間は R8年7月1日～R13年6月30日で期間は5年です。使用貸借権です。

番号5

設定人 泉佐野市日根野●●●●番地 ● ●●

被設定人 泉佐野市日根野●●●●番地の● ●● ●●

設定する土地は 日根野●●●●番●

地目は全て田です。面積●●●●m²

期間は R8年7月1日～R13年6月30日で期間は5年です。使用貸借権です。

番号6

設定人 泉佐野市日根野●●●●番地 ● ●●●

被設定人 泉佐野市日根野●●●●番地の● ●● ●●

設定する土地は 日根野●●●●番●

地目は全て田です。面積●●●●m²

期間は R8年7月1日～R13年6月30日で期間は5年です。使用貸借権です。

議長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議長

意見がないようですので、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

続いて、日程第5議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

下記について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者と認め証明してよろしいか。

被相続人： 日根野●●●●番地 ●● ●●●●

相続人： 日根野●●●●番地 ●● ●●

被相続人耕作面積：●●●●m² 特例適用農地面積：●●●●m² 続柄：子

議案第4号の位置については 別紙議案資料4ページから6ページをご覧ください。

関係は親子です。相続人の農業従事日数は 250 日。所有権はまだ移してありません。また相続発生前より農業を営んでおります。相続開始日は令和 7 年 8 月 4 日です。

特例適用農地の所在は日根野、地番:●●●●番、●●●●番、地目:ともに畑、面積:それぞれ 820 m²、991 m²、そして地番:●●●●番、地目:田、面積:2335 m²の計 3 筆。また、所在地が長滝、地番:●●●●番、地目:畑、面積 999 m²の 1 筆です。

市街化区域内の生産緑地地区内の農地です。現在の農地の状況ですが、事務局の現地調査の結果、農地として管理されております。また、相続人は今後、農業経営を行うとのことから、適格者の要件が整っています。

本件につき、ご承認よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので、適当と認め、許可することに決定いたします。

議長

本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもちまして、5 月定例農業委員会を閉会します。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

議事録署名人

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日
